



# 11月10日(日)は 県議会議員選挙の投票日です

福島県議会議員一般選挙が、10月31日(木)告示、11月10日(日)投票で行われます。

投票日に、仕事やレジャーなどで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

■問／選挙管理委員会事務局

☎525-3777

## ■本市で投票できる方

平成13年11月11日までに生まれた日本国民で、今年の7月30日以前から本市の住民基本台帳に登録されている方。

※県内の他市町村に転出した方でも、本市で投票できる場合があります。

※10月9日以降に市内転居された方は、前住所地の投票所での投票になります。

## ■代理投票・点字投票

字が書けない方や目が不自由な方は、係員による代筆や点字による投票ができます。希望する方は投票所で申し出てください。

## ■投票所入場券(はがき)について

選挙の告示に合わせて発送します。市内全戸に配られるまでには、発送から3日程度かかります。

## 期日前投票のお知らせ

### ■期間

11月1日(金)～9日(土)  
市役所1階  
…午前8時30分～午後8時  
清水・北信・飯坂・松川  
信夫・吾妻の各支所  
…午前8時30分～午後6時  
コラッセふくしま2階  
…午前9時～午後8時  
※コラッセふくしま駐車場は、最初の30分まで無料です。

11月7日(木)・8日(金)のみ  
福島大学附属図書館  
…午前10時～午後5時

## ■選挙公報について

11月3日(祝)予定に新聞に折り込むほか、支所などの市の施設や金融機関などの窓口にも設置します。

※郵送希望の方はお問い合わせください。

## ■期日前投票

土・日、祝日でも左上表の会場で投票できます。投票所入場券(はがき)をお持ちいただくのと速やかに受け付けができます。また、はがき裏面の宣誓書欄をあらかじめ記入ください。

## ■開票速報

県ホームページで午後9時30分から30分ごとに更新してお知らせします。

## 郵便等投票について

身体に重度の障がいがあり、次の要件のいずれかに該当する方は、自宅から郵便により投票ができます(要事前手続き)。

### ■要件

- 1. 身体障害者手帳で両下肢、移動機能など1～2級、心臓など1～3級、免疫、肝臓
- 1～3級。介護保険被保険者証で要介護状態区分の要介護5。
- ※戦傷病者手帳をお持ちの場合や、その他詳しくはお問い合わせください。

### ■代理記載制度

要件に加え、身体障害者手帳で上肢、視覚1級。

大事な投票  
忘れずに!



## 幼児教育・保育の無償化がスタート

10月から、幼児教育・保育施設などの利用料が無償化されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問／幼稚園・保育課 ☎573-2021

### ■対象の子ども

3歳(年少クラス)から5歳(年長クラス)まで

※幼稚園は満3歳クラスも対象。

※市民税非課税世帯の0～2歳で保育の必要性のある子どもも対象。

### ■対象の施設など／左記のとおり

■対象とならない費用  
給食代、通園バス代、行事費など

利用する幼児教育・保育施設など	無償化の内容
① 幼稚園	○公立幼稚園など子ども・子育て支援新制度の幼稚園は無償 ○新制度未移行の私立幼稚園は月額25,700円まで無償
② 幼稚園の預かり保育	○①に加え、利用日数に応じて、月額11,300円まで無償
③ 認可保育所、認定こども園、地域型保育施設	○無償(延長保育料は除く)
④ 認可外保育施設、ファミリーサポートセンター、一時預かりなど	○④の枠内で月額37,000円まで無償 ○認可外保育施設について、条例で定める基準を満たさない施設は無償化の対象外
⑤ 就学前の障がい児の発達支援	○無償

市ホームページ▶

